

令和4年度

農業委員会の概要



金沢市農業委員会

金沢市農業委員会憲章

みのり豊かな金沢の土に親しむわたくしたちは、このかけがえのない自然を守り魅力ある農業を築くため、誇りと責任ある行動に努めます。

- 1 農地をまもり 自然と調和する活力あるまちづくりをめざします
- 1 意欲ある担い手をそだて 農業経営の合理化をはかります
- 1 生産技術をたかめ 農地の規模拡大と有効利用をすすめます
- 1 研究と情報の輪をつなげ 暮らしと福祉の向上につとめます
- 1 時代にこたえ 健康で個性豊かな金沢の食生活をひろめます

平成3年1月28日制定

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| I | 金沢市の概要 | |
| 1. | 沿 革 | 1 |
| 2. | 地 勢 | 1 |
| 3. | 面積、人口及び世帯数 | 1 |
| II | 金沢市の農業 | |
| 1. | 特 徴 | 3 |
| 2. | 農地と農家 | 3 |
| 3. | 農業産出額 | 4 |
| 4. | 農 産 | 6 |
| 5. | 畜 産 | 7 |
| 6. | 林 業 | 7 |
| 7. | 土地改良事業 | 7 |
| III | 金沢市農業委員会 | |
| 1. | 委員数 | 8 |
| 2. | 組 織 | 8 |
| 3. | 会 議 | 9 |
| 4. | 会議等の開催状況 | 9 |
| 5. | 予 算 | 10 |
| 6. | 農地事務処理状況 | 10 |
| 7. | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の実績 | 11 |
| 8. | 農地の動き | 12 |
| 9. | 農地賃借料の状況 | 13 |
| 10. | 農地利用最適化の推進 | 14 |
| 11. | 農業者年金 | 14 |

I 金 沢 市 の 概 要

1. 沿 革

金沢市の地名は、今の兼六園一带が金沢郷、金沢荘と呼ばれたことから、その名がついたと言われており、また、むかし芋掘藤五郎という人が、沢で砂金のついた山芋を洗っていたことに由来するとの伝説も語り伝えられています。

町のおこりは、蓮如の北陸地方の布教により一向宗徒の勢力が強まり、加賀の守護富樫政親を高尾城に滅ぼした後、真宗本願寺の末寺を金沢に「金沢御坊」として建立し、加賀一向宗の中心とし、以来、寺の周りに後町、南町などの町がつくられたのが始まりと言われていています。

天正8年（1580年）佐久間盛政により金沢御坊は攻め滅ぼされ、盛政はここに「金沢城」を築きました。天正11年（1583年）盛政が賤ヶ岳に敗死した後、七尾小丸山城にいた前田利家が金沢城に入城したのが、この年の6月14日と言われていています。以来、加賀、能登、越中を合わせた加賀百万石の城下町として繁栄を続けることになりました。

明治4年（1871年）の廃藩後、金沢町となり、同22年（1889年）4月1日に市制が施行され、その後大正13年以来、十数次にわたる隣接町村の合併により、市域を拡大し、県庁所在地として政治、文化、経済の中心として発展を続けています。

戦災を受けることなく、城下町の町並み文化などを温存し、平成8年（1996年）には中核市となり、歴史伝統を大切にしながらも、絶えず革新の営みを続けており、平成21年（2009年）に「歴史都市」「創造都市」として認められ、平成27年（2015年）には念願の北陸新幹線金沢開業が実現しました。

2. 地 勢

東西23.3km、南北37.3kmで、ほぼ北陸三県の中央にあって、市の東西部は1,500mの山岳地帯で富山県と接しており、北部には、浅海が砂丘によって隔てられてできた河北潟があります。

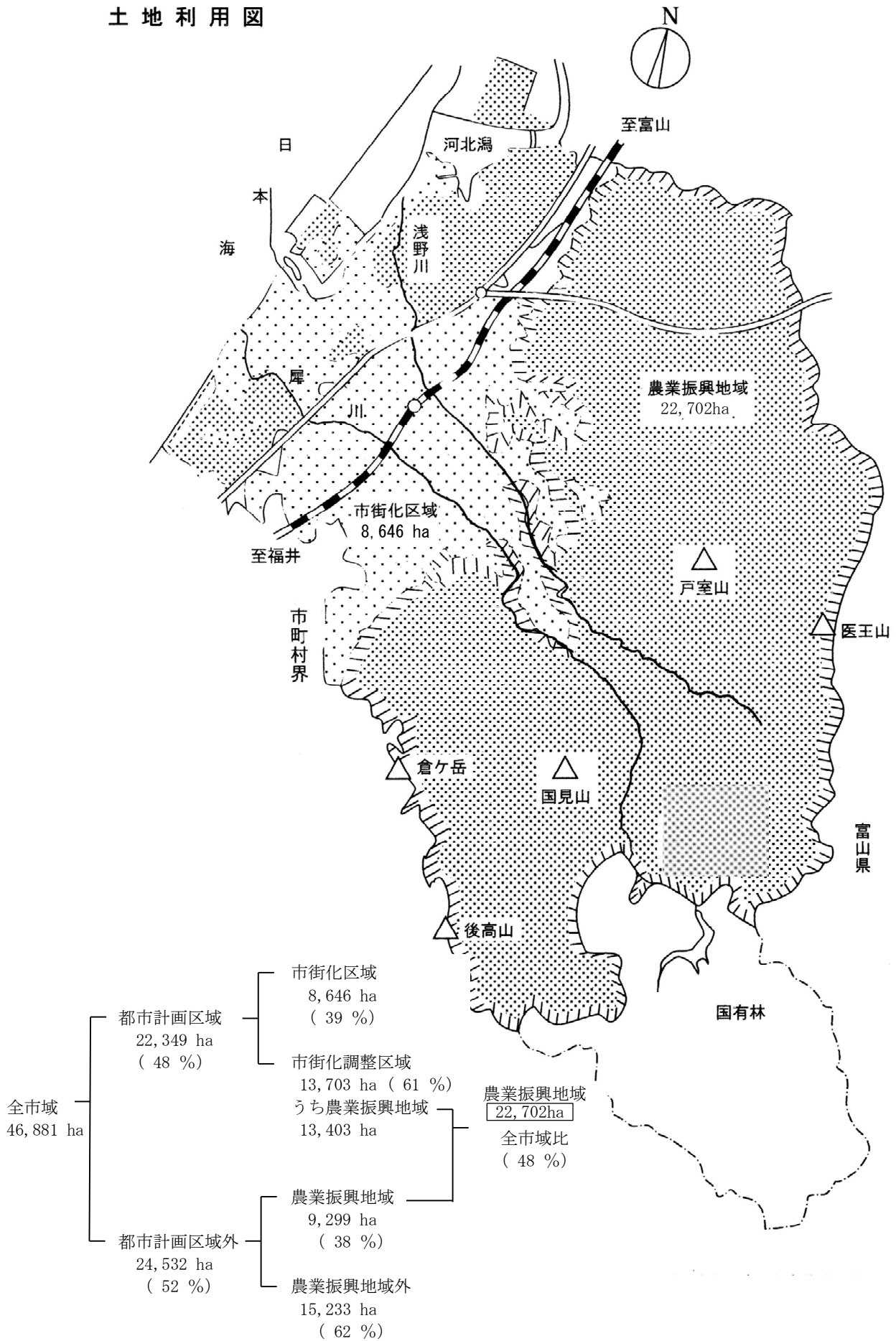
主な河川は、市街地を貫流する犀川（34.5km）と浅野川（28.9km）及び森下川（23.6km）があり、河口には昭和45年11月に開港した国際貿易港金沢港があります。

また、海岸線は9.2kmにわたって伸び、砂丘地帯は南は白山市から北は内灘町まで続いています。

3. 面積、人口及び世帯数 （令和4年4月1日）

- (1) 面 積 468.81km²
- (2) 人 口 459,549人（男222,499人、女237,050人）
- (3) 世 帯 数 208,704世帯
- (4) 人口密度 1km²当たり980.2人

土地利用図



| | | | |
|------------------|---------------------------------|---|---------------------------------------|
| 全市域 46,881 ha | 都市計画区域 22,349 ha (48 %) | 市街化区域 8,646 ha (39 %) | 農業振興地域 22,702ha 全市域比 (48 %) |
| | | 市街化調整区域 13,703 ha (61 %) うち農業振興地域 13,403 ha | |
| | 都市計画区域外 24,532 ha (52 %) | 農業振興地域 9,299 ha (38 %) | |
| | | 農業振興地域外 15,233 ha (62 %) | |

(R4. 3. 31現在)

Ⅱ 金 沢 市 の 農 業

1. 特 徴

金沢市の農業は、砂丘地域から平坦地域、中山間地域にわたって、それぞれの地域の特性を活かし、水稻をはじめ野菜、果樹、花きなど多様な農業生産が展開されており、都市近郊型の農業構造が形成されている。

近年、都市化の進展や農業従事者の減少・高齢化により、担い手が不足し、集落機能や農村の公益的機能の低下が懸念される一方、市民の食の安全に対する関心の高まりや消費者ニーズの多様化、農地・農村の多面的機能に対する期待の高まりなど、農業を取り巻く情勢が変化している。

金沢市では、これら社会情勢の変化に対応するため、平成28年3月に新たな農林業の指針となる「金沢の農業と森づくりプラン2025」（計画期間：平成28～令和7年度）を策定し、今後の農林業の持続的な発展と農山村の活性化を推進していくこととしている。

2. 農地と農家

(1) 土地利用計画面積

ア 都市計画法による面積

(令和4年3月31日現在)

| 総面積 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | その他 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 46,881 ha | 8,646 ha | 13,703 ha | 24,532 ha |
| 100.0 % | 18.5 % | 29.2 % | 52.3 % |

イ 農業振興地域の整備に関する法律による面積

(令和4年3月31日現在)

| 区分 | 農地 (畦、竹林の一部含む) | 農業用 施設用地 | 山林・原野 | その他 | 合計 |
|---------|-------------------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 農業振興地域 | 3,778 ha | 68 ha | 14,497 ha | 4,359 ha | 22,702 ha |
| うち農用地区域 | 3,197 ha | 14 ha | 145 ha | — | 3,356 ha |
| 設定率 | 85 % | 21 % | 1 % | — | 15 % |

ウ 市街化区域内農地

(令和4年3月31日現在)

| 総面積 | 田 | 畑 |
|---------|--------|--------|
| 394 ha | 280 ha | 114 ha |
| 100.0 % | 71.1 % | 28.9 % |

(2) 農 家

ア 農家数、農業就業人口

(単位 戸、人)

| 年次 | 総農家数 | 販 売 農 家 | | | 自給的農家 | 農業就業人口 |
|-------|-------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|--------|
| | | 専 業 | 第1種兼業 | 第2種兼業 | | |
| 平成7年 | 4,784 | (7.7 %) 370 | (10.3 %) 493 | (65.0 %) 3,109 | (17.0 %) 812 | 5,564 |
| 平成12年 | 4,221 | (10.2 %) 431 | (5.4 %) 228 | (64.4 %) 2,716 | (20.0 %) 846 | 5,442 |
| 平成17年 | 3,647 | (12.2 %) 443 | (9.5 %) 346 | (50.5 %) 1,843 | (27.8 %) 1,015 | 4,412 |
| 平成22年 | 3,212 | (14.2 %) 455 | (7.8 %) 249 | (45.2 %) 1,453 | (32.8 %) 1,055 | 3,157 |
| 平成27年 | 2,663 | (18.6 %) 495 | (5.2 %) 138 | (40.8 %) 1,086 | (35.4 %) 944 | 2,766 |
| 令和2年 | 2,127 | (62.0 %) 1,319 | | | (38.0 %) 808 | - |

資料:農業センサス

イ 経営規模別農家・経営体数

(単位 戸、経営体)

| 年次 | 総数 | 0.5ha未満 | 0.5～1.0 ha | 1.0～2.0 ha | 2.0～3.0 ha | 3.0～5.0 ha | 5.0 ha以上 |
|-------|-------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------|---------------|
| 平成7年 | 3,972 | (24.8 %) 984 | (39.3 %) 1,560 | (27.7 %) 1,100 | (4.8 %) 189 | (2.2 %) 86 | (1.3 %) 53 |
| 平成12年 | 3,375 | (24.9 %) 841 | (38.2 %) 1,288 | (27.1 %) 915 | (5.7 %) 192 | (2.6 %) 88 | (1.5 %) 51 |
| 平成17年 | 2,669 | (23.6 %) 631 | (38.0 %) 1,013 | (26.8 %) 716 | (6.3 %) 169 | (3.3 %) 89 | (1.9 %) 51 |
| 平成22年 | 2,205 | (20.5 %) 451 | (36.7 %) 810 | (28.7 %) 632 | (6.8 %) 151 | (4.2 %) 93 | (3.1 %) 68 |
| 平成27年 | 1,771 | (20.7 %) 367 | (35.6 %) 630 | (26.8 %) 474 | (8.2 %) 145 | (4.6 %) 82 | (4.1 %) 73 |
| 令和2年 | 1,384 | (21.4 %) 296 | (32.7 %) 453 | (25.8 %) 357 | (7.9 %) 110 | (6.3 %) 87 | (5.9 %) 81 |

資料:農業センサス (H17～ 経営体数)

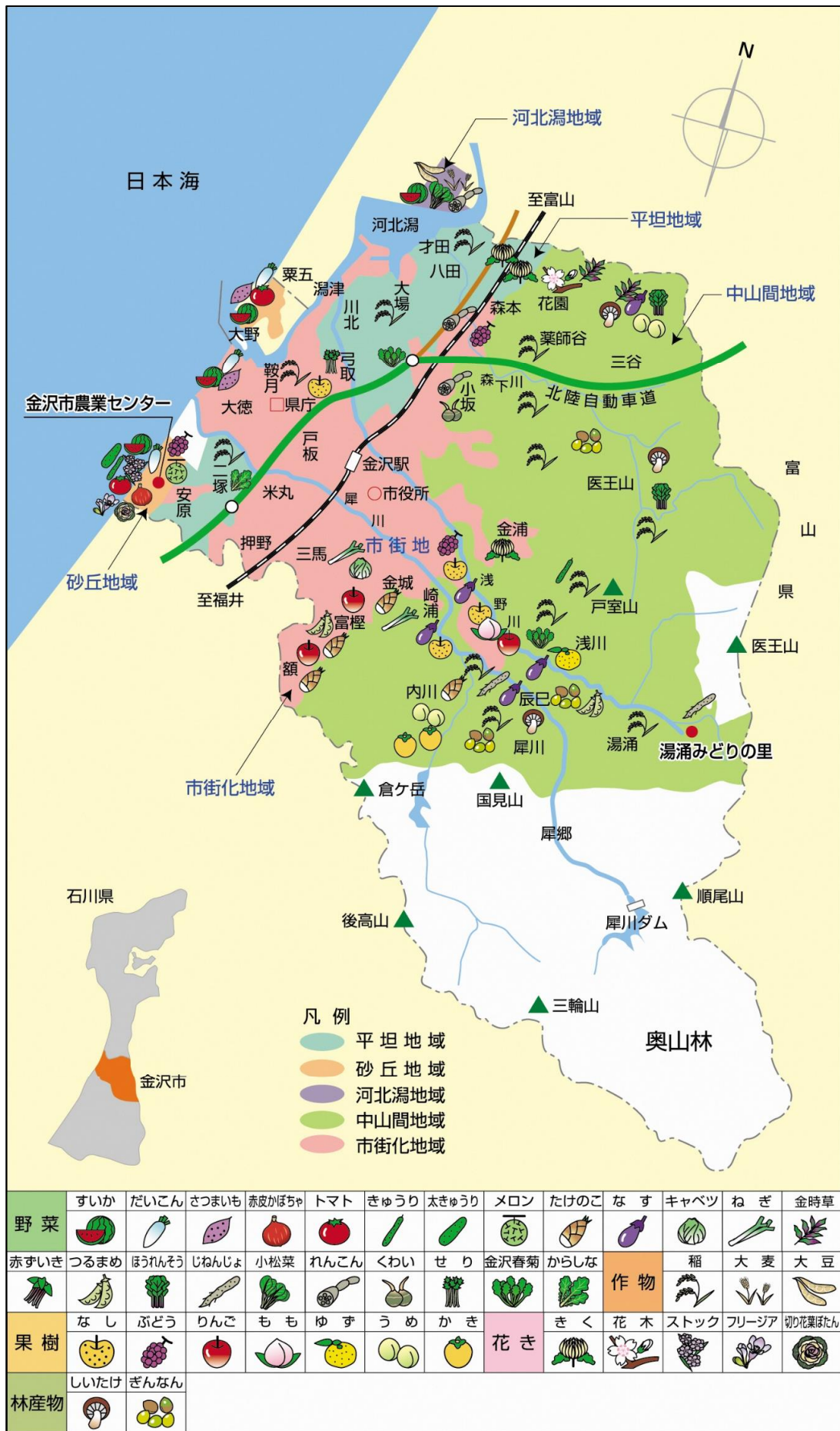
3. 農業産出額

(単位 1,000万円)

| 年次 | 農 業 産出額 | 米 | 麦 | 雑 穀 豆 類 | いも類 | 野 菜 | 果 実 | 花 き | その他 作 物 | 肉用牛 乳用牛 豚 | 鶏 卵 | その他 畜産物 |
|-------|------------|-------|------|------------|-------|-------|-------|-----|------------|-----------------|--------|------------|
| 平成30年 | 792 | 244 | 0 | 0 | 87 | 346 | 71 | 19 | 2 | 14 | 8 | 1 |
| 令和元年 | 740 | 252 | 0 | 1 | 85 | 288 | 79 | x | x | 6 | 2 | 2 |
| 令和2年 | 726 | 229 | 0 | 1 | 92 | 296 | 78 | x | x | 6 | 2 | 1 |
| 構成比 | 100.0% | 31.5% | 0.0% | 0.1% | 12.7% | 40.8% | 10.7% | - | - | 0.8% | 0.3% | 0.1% |

資料:市町村別農業産出額(推計) 農林水産省

農産物産地図



4. 農 産

(1) 水 稻

市内全域で水稻が作付けされており、特に河北潟周辺の平坦地域では、大型圃場での農地集積によって、経営規模の拡大や効率的な農業が行われている。

また、中山間地域では、地域の特性を活かした地域ブランド米の作付けや、作期の分散を図るため、晩植コシヒカリの作付拡大に取り組むなど、良食味・高品質の「うまい米づくり」を推進している。

令和3年産は、生育初期の5月は日照時間が少なく推移したことから、分けつの発生は緩慢であったが、6月中旬から7月中旬の梅雨期の日照時間は多く推移したため、分けつの発生は順調となった。

出穂期は、ゆめみづほで前年より1日遅く、コシヒカリは前年並み、ひやくまん穀は前年より3日早くなった。

成熟期は、前年に比べゆめみづほで1日早く、コシヒカリ及びひやくまん穀で3日早くなった。

品質は、ゆめみづほで斑点米や青未熟粒が減少し、コシヒカリは斑点米が減少したため1等米比率は前年を上回った。ひやくまん穀は前年と同程度であった。

作況指数は、加賀地区で101の「平年並み」であった。

(2) 野 菜

野菜の生産地は広範囲に分布し、種類も多く、少量多品目生産が中心となっている。

砂丘地域では、大規模経営によるすいか、秋冬だいこん、かんしょのほか、施設によるきゅうり、トマト、メロンなどが栽培されている。また、市街化地域では、ねぎやキャベツなどの軟弱野菜が、中山間地域では、たけのこ、金時草、ホウレンソウ、夏秋きゅうりなどが栽培されている。

河北潟干拓地においては、大麦、大豆のほか、すいか、れんこんが大規模に栽培され、施設では小松菜、トマトなどが栽培されている。

また、「加賀野菜」15品目のほかに、金沢の風土を活かして生産された優れた農産物を平成22年から「金沢そだち」（すいか、だいこん、なし）として認証し、消費者への周知と信頼を高めることにより生産振興と消費拡大を図っている。平成28年1月には、新たに小玉すいか、トマト、きゅうりが認証品目に追加された。

令和3年産の春野菜については、3月から5月にかけて高温の日と低温の日が交互にあったことで、概ね平年並みの生育となり、順調に出荷が行われた。秋冬野菜については、8月中旬以降、低温・日照不足が続いたため、一時生育は緩慢になったが、9月下旬以降天候が回復し、順調に出荷が行われた。

(3) 果 樹

中山間地域で、なし、りんご、もも、ゆずが栽培され、水田地帯・河北潟干拓地の一部でなし、砂丘地域でぶどうが栽培されている。

生産物は、主に金沢市中央卸売市場へ出荷されているが、なしについては関西市場へ出荷のほか、国道沿線などで直接販売も行われている。

平成22年には、なしが「金沢そだち」として認証され、栽培技術の向上と市内外への販売促進が図られている。

令和3年産は、4月・5月に降霰があり、葉や花への損傷はあったが、順調に出荷が行われた。

(4) 花 き

今町、月影町を中心とする花園地区において、露地栽培で小菊を主体にケイトウ、その他の草花、花桃、桜などの花木が栽培されている。

砂丘地域では、パイプハウスでスプレーストックや切り花葉ボタンなどが栽培されており地元市場のほか、関西市場にも出荷され高い評価を得ている。その他、ヒマワリやケイトウなども栽培されている。

また、県が育成したフリージアの新品種「エアリーフローラ」が安原地区を中心に花園地区等で栽培されており、生産拡大と併せて作期の拡大が図られている。

5. 畜 産

本市の畜産は都市化の拡大とともに、畜産公害が頻繁に発生し、家畜排泄物処理等の負担が増大したことから、小規模な畜産農家は徐々に減少し、比較的規模が大きく意欲のある畜産農家は河北潟干拓地の酪農団地に入植し経営の安定化を図った。このため市内にあった畜産農家は、養鶏農家1戸、約6,000羽の飼養のみとなった。

また、県内食肉流通の拠点となっている食肉流通センターについては、食肉流通の安定的供給やBSEや腸管出血性大腸菌O157等に対する消費者の安全・安心の確保を図るため、平成16年4月に新たな施設に改築し、トレーサビリティの電算化やHACCPシステムの導入を図っている。

6. 林 業

本市の森林面積は、市域の6割に当たる28,108haで、うち民有林は、21,639ha（77.0%）、国有林は6,469ha（23.0%）である。民有林のうち天然生林が14,548ha（67.4%）、人工林が5,395ha（24.9%）、竹林は658ha（3.0%）、無立木地等その他は1,038ha（4.7%）となっている。

民有林の多くは里山林で、木材を利用し、薪炭や木・竹製品などに用いるため、古くから手入れがなされてきたが、需要の低下や価格の低迷のため放置され、地球温暖化の防止、水源のかん養、土砂災害の防止など、森林の公益的機能の維持が心配される状況になっている。

このため、平成15年度に森づくり条例を制定し、市、市民、森林所有者、森林関係事業者が相互の理解と協力のもと、協働による森づくりに取り組むこととした。

今後は、森林環境譲与税活用検討会の提言を踏まえながら、森林経営管理制度を推進するほか、民有林再生支援や、木の文化都市の継承と創出をめざし金沢産材の地産地消の推進、金沢林業大学校による担い手の育成に取り組むとともに、子どもの森林体験教室や市民や企業の参画による協働の森づくりを進める。

7. 土地改良事業

農作業の効率化と省力化を図るため、圃場整備や農道、水路等の施設整備を進めてきた。

現在、約30a区画の圃場整備率は44%であるが、農業従事者の減少・高齢化が進み、担い手が不足する中で、一層、圃場の大区画化による、農地の集積・集約化が求められている。

また、農業生産基盤として不可欠な農業水利施設等の老朽化が進んでいるため、突発的な事故の防止と将来にわたる機能維持を図ることが必要となっている。

引き続き、暗渠排水整備、客土等による生産基盤の整備のほか、水路やため池の定期点検と補修等による施設の長寿命化に取り組むこととしており、地域における農地整備や日本型直接支払制度を活用した農地・施設の保全活動を支援していく。

Ⅲ 金 沢 市 農 業 委 員 会

1. 委員数

| | 定員 | 現員 | 担当地区 | | 地区名 | 定員 | 現員 |
|------------------|-----|-----|----------|---|------|----|----|
| 農 業 委 員 | 19人 | 19人 | 第1地区(3人) | 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 | 第1地区 | 2人 | 2人 |
| | | | 第2地区(4人) | | 第2地区 | 1人 | 1人 |
| | | | 第3地区(3人) | | 第3地区 | 1人 | 1人 |
| | | | 第4地区(3人) | | 第4地区 | 1人 | 1人 |
| | | | 第5地区(3人) | | 第5地区 | 2人 | 2人 |
| | | | 第6地区(3人) | | 第6地区 | 2人 | 2人 |
| | | | | | 計 | 9人 | 9人 |

2. 組 織

| 区 分 | 農 業 委 員 | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|---------------------------------|--|------------------------------------|-------------|------------------------|------|
| | | 会長1人 副会長3人 委員15人 計19人(うち女性委員3人) | | 代表推進委員1人 推進委員8人 計9人 | |
| 運 営 委 員 会 | 会長1人 副会長(総括、農地・農政小委員会委員長)3人 農地小委員会副委員長1人 農政小委員会副委員長1人 広報編集委員会委員長1人 広報編集委員会副委員長1人 代表推進委員1人 計 9人 | | | | |
| 小 委 員 会 | 農地 小 委 員 会 | 委員長(副会長)1人 副委員長1人 委員11人 | | | 計13人 |
| | 農政 小 委 員 会 | 委員長(副会長)1人 副委員長1人 委員11人 | | | 計13人 |
| 広 報 編 集 委 員 会 | 委員長1人 副委員長1人 委員7人 | | | 計 9人 | |
| 事 務 局 | 事務局長1人 事務局長補佐1人 係長1人 事務局職員(会計年度任用職員含む) 4人 | | | 計 7人 | |

3. 会 議

(1) 総 会

ア 通常総会 月 1 回開催

イ 臨時総会 必要があれば、会長が招集し開催

(2) 小委員会

(会長が必要と認めたときに委員長に諮って随時開催)

ア 農地小委員会

農地関係法令並びに特定事例問題及び農地流動化の研究又は討議を行う。

イ 農政小委員会

農業及び農村集落の活性化並びに担い手育成の研究又は討議を行う。

(3) 運営委員会

総会並びに諸事業の円滑な運営を図るため、適時（原則として通常総会前）に開催する。

(4) 広報編集委員会

(適時開催)

委員自らが編集に携わり、農業により密着した広報誌「農業かなざわ」を発行する。

4. 会議等の開催状況

| 区 分 | 年 月 | | | | | | | | | | | 令和 4.1 | 2 | 3 | 計 |
|-------------------------|-----------|----|---|---|---|---|----|----|----|---|---|-----------|---|----|----|
| | 令和 3.4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | | | | | |
| 通 常 総 会 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 臨 時 総 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農 地 ・ 農 政 小 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運 営 委 員 会 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 13 | |
| 広 報 編 集 委 員 会 | 1 | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 7 | |
| 組 織 準 備 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 外 農 事 視 察 | | 延期 | | | | | | | 延期 | | | 中止 | | | |
| 県 内 農 事 視 察 | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | |
| 農 地 相 談 会 | | | | | | | | 中止 | | | | | | | |
| 農 業 者 年 金 説 明 会 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 農 林 水 産 局 主 要 施 策 説 明 会 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |

5. 予 算

(単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減額 | 備 考 |
|------------------|---------------|-------------|-----------|---|
| 金 沢 市 一 般 会 計 | 180,610,000 A | 178,210,000 | 2,400,000 | |
| 農林水産費 | 2,899,699 B | 3,040,246 | △ 140,547 | B/A = 1.61% |
| 農業委員会 関 係 費 | 75,815 C | 76,481 | △ 666 | C/A = 0.04% C/B = 2.61% |
| 報 酬 | 15,264 | 15,264 | 0 | 月額 会 長 63,000 円 副 会 長 53,000 円 農 業 委 員 46,000 円 推 進 委 員 40,000 円 |
| 事 業 費 | 9,372 | 8,763 | 609 | 農地台帳作成費 519 農地利用最適化推進事業費 7,441 農業者年金事務費 357 農業総務一般経費 1,055 |
| 負 担 金 補 助 金 | 1,426 | 1,426 | 0 | 石川県農業会議負担金 1,411 石川県農業委員会職員協議会負担金 15 |
| 人 件 費 | 49,753 | 51,028 | △ 1,275 | 職員 (会計年度任用職員除く) 6人 |

6. 農地事務処理状況 (令和3年1月～12月)

(1) 「申請」「届出」の処理 (取下げ、取消しを含む)

| 区 分 | | 件 数(件) | 面 積(a) | 備 考 |
|------------------------------------|------|--------|--------|---------------|
| 農 地 法 第 3 条 関 係 (農 地 権 利 移 動) | 許可申請 | 74 | 1,356 | |
| | 届 出 | 52 | 1,768 | 相続等 |
| | 計 | 126 | 3,124 | |
| 農 地 法 第 4 条 関 係 (自 己 転 用) | 許可申請 | 7 | 26 | |
| | 届 出 | 97 | 394 | (市街化区域内) |
| | 計 | 104 | 440 | |
| 農 地 法 第 5 条 関 係 (転 用 権 利 移 動) | 許可申請 | 43 | 422 | |
| | 届 出 | 329 | 1,715 | (市街化区域内) |
| | 計 | 372 | 2,137 | |
| 農 地 法 第 18 条 通 知 | | 31 | 843 | 賃貸借の合意解約 |
| 農 地 法 制 限 除 外 転 用 届 | | 1 | 1 | 2a未満の農業用施設転用等 |
| 土 地 改 良 法 第 52 条 第 8 項 の 同 意 | | - | - | |
| 相 続 ・ 贈 与 税 の 納 税 猶 予 証 明 願 | | 4 | 178 | |
| 非 農 地 証 明 願 | | 29 | 47 | |
| 転 用 事 業 計 画 の 変 更 | 許可申請 | 2 | 138 | |

(2) 「願」・「届」の処理状況 (事務局長専決)

| 項 | 目 | 件数 |
|-------------------------|-----------------------|-----|
| 耕作証明 | | 129 |
| 許可書・受理通知書の謄本交付願 | | 87 |
| | うち県知事許可の許可書・受理通知書の証明願 | 7 |
| 許可・届出に係る取消し、取下げ願 | | 7 |
| 事業計画の変更届 | | 7 |
| 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明願 | | 51 |
| 農地競売適格者証明願 | | 0 |
| 農地基本台帳の閲覧申請 | | 2 |
| その他法務局や税務署等からの照会・通知等の回答 | | 61 |
| 合 | 計 | 344 |

7. 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の実績

(単位 ha、戸)

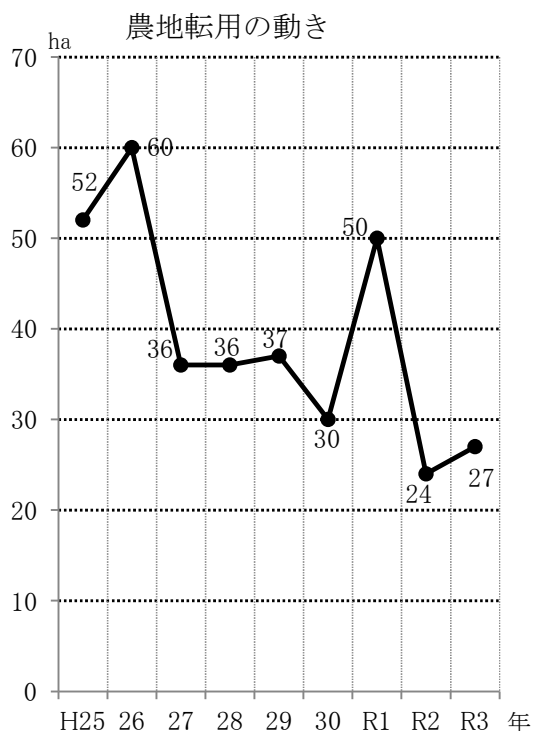
| 年 | 利用権設定面積 | | | 利用権設定期間別面積 | | 関係農家戸数 | | 所有権移転面積 | |
|-----|---------|------|-------|------------|-------|--------|-----|---------|-----|
| | 田 | 畑 | 計 | 6年未満 | 6年以上 | 貸し手 | 借り手 | 田 | 畑 |
| H19 | 10.5 | 8.9 | 19.4 | 8.0 | 11.4 | 44 | 22 | — | — |
| H20 | 83.9 | 9.4 | 93.3 | 23.1 | 70.2 | 193 | 36 | 0.2 | 1.3 |
| H21 | 12.7 | 11.4 | 24.1 | 15.0 | 9.1 | 49 | 28 | 0.5 | 1.3 |
| H22 | 18.7 | 7.3 | 26.0 | 10.4 | 15.6 | 55 | 28 | 0.6 | 0.7 |
| H23 | 112.5 | 6.4 | 118.9 | 15.3 | 103.6 | 315 | 35 | 0.4 | 0.2 |
| H24 | 30.7 | 18.8 | 49.5 | 12.6 | 36.9 | 82 | 33 | 0.2 | 0.6 |
| H25 | 128.1 | 12.9 | 141.0 | 12.5 | 128.5 | 383 | 69 | — | 0.1 |
| H26 | 107.1 | 14.4 | 121.5 | 14.3 | 107.2 | 301 | 83 | 0.6 | 0.3 |
| H27 | 205.0 | 22.7 | 227.7 | 17.0 | 210.7 | 437 | 47 | 0.3 | 0.3 |
| H28 | 107.6 | 23.8 | 131.4 | 13.9 | 117.5 | 360 | 89 | 0.6 | 2.3 |
| H29 | 48.3 | 8.5 | 56.8 | 13.9 | 42.9 | 179 | 69 | — | 0.3 |
| H30 | 75.3 | 2.5 | 77.8 | 3.9 | 73.9 | 232 | 35 | — | 0.8 |
| R1 | 100.5 | 10.1 | 110.6 | 28.1 | 82.5 | 395 | 67 | 1.6 | 0.2 |
| R2 | 50.5 | 12.1 | 62.6 | 22.8 | 39.8 | 197 | 58 | 1.2 | 2.0 |
| R3 | 21.3 | 11.7 | 33.0 | 10.3 | 22.7 | 124 | 62 | 0.6 | 2.0 |

8. 農地の動き

(1) 農地転用（公共買収、2アール未満を含む）

ア 年次別農地転用実績

| 年 | 件数 | 転用面積 (a) | | | 対H7年 比率(%) |
|-----|-------|----------|-------|--------|---------------|
| | | 田 | 畑 | 計 | |
| S50 | 1,295 | 7,438 | 2,779 | 10,217 | 110.6 |
| S60 | 1,013 | 6,732 | 1,407 | 8,139 | 88.1 |
| H7 | 1,069 | 7,067 | 2,170 | 9,237 | 100.0 |
| H25 | 1,103 | 4,757 | 426 | 5,183 | 56.1 |
| H26 | 1,166 | 4,678 | 1,295 | 5,973 | 64.7 |
| H27 | 868 | 3,006 | 618 | 3,624 | 39.2 |
| H28 | 708 | 2,852 | 724 | 3,576 | 38.7 |
| H29 | 739 | 2,845 | 897 | 3,742 | 40.5 |
| H30 | 729 | 2,251 | 762 | 3,013 | 32.6 |
| R1 | 897 | 4,195 | 811 | 5,006 | 54.2 |
| R2 | 656 | 1,865 | 542 | 2,407 | 26.1 |
| R3 | 535 | 1,924 | 733 | 2,657 | 28.8 |

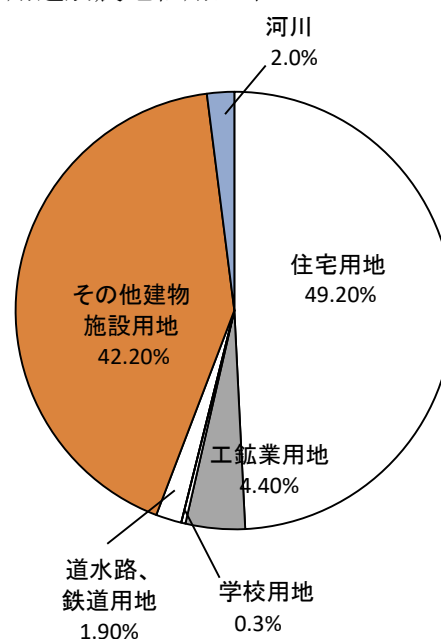


イ 用途別農地転用実績

(単位 a)

| 区分 | R1 | R2 | R3 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 住宅用地 | 1,646 | 1,284 | 1,308 |
| 工鉱業用地 | 2,084 | 176 | 116 |
| 学校用地 | 373 | 39 | 9 |
| 公園、運動場用地 | 10 | 0 | 1 |
| 道水路、鉄道用地 | 140 | 54 | 51 |
| その他建物施設用地 | 693 | 716 | 1,121 |
| 河川 | 60 | 138 | 52 |
| 計 | 5,006 | 2,407 | 2,658 |

用途別農地転用比率



(2) 農地の権利移動

(単位 a)

| 区分 | 農地法第3条関係 | | | | | | | | | 農地法第18条関係 (賃借権の合意解約) | | |
|-----|----------|-----|---------------|-----------|-----|-------------|-------------|----|------------|-------------------------|-----|-----------------|
| | 所有権の移転 | | | 賃借権の設定・移転 | | | 使用貸借権の設定・移転 | | | 田 | 畑 | 計 |
| | 田 | 畑 | 計 | 田 | 畑 | 計 | 田 | 畑 | 計 | | | |
| H25 | 659 | 548 | (51) 1,207 | 190 | 138 | (19) 328 | 115 | 0 | (8) 115 | 3314 | 64 | (86) 3,378 |
| H26 | 388 | 650 | (45) 1,038 | 72 | 99 | (9) 171 | 40 | 0 | (6) 40 | 411 | 164 | (52) 575 |
| H27 | 619 | 774 | (59) 1,393 | 126 | 266 | (19) 392 | 100 | 13 | (3) 113 | 12,974 | 524 | (328) 13,498 |
| H28 | 488 | 181 | (51) 669 | 111 | 680 | (30) 791 | 88 | 0 | (7) 88 | 6,027 | 418 | (206) 6,445 |
| H29 | 770 | 104 | (56) 874 | 119 | 96 | (23) 215 | 41 | 27 | (16) 68 | 830 | 157 | (56) 987 |
| H30 | 356 | 22 | (36) 378 | 150 | 635 | (25) 785 | 0 | 0 | (0) 0 | 666 | 5 | (46) 671 |
| R1 | 575 | 382 | (57) 957 | 40 | 389 | (26) 429 | 8 | 0 | (1) 8 | 514 | 665 | (55) 1,179 |
| R2 | 359 | 105 | (50) 464 | 11 | 2 | (3) 13 | 0 | 0 | (0) 0 | 425 | 185 | (34) 610 |
| R3 | 512 | 217 | (54) 729 | 75 | 448 | (12) 523 | 104 | 0 | (8) 104 | 348 | 495 | (31) 843 |

※ () 内は、件数

9. 農地賃借料の状況

(令和3年実績)

| 農地区分 | 地帯別 区分 | 最低価格 (円/10a) | 最高価格 (円/10a) | 平均価格 (円/10a) | データ数 (件) |
|------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 田 | 平坦地域 | 4,633 | 45,000 | 10,010 | 219 |
| | 砂丘地域 | - | - | - | - |
| | 河北潟地域 | - | - | - | - |
| | 中山間地域 | 5,850 | 7,000 | 6,138 | 32 |
| | 市街化地域 | - | - | - | - |
| 畑 | 平坦地域 | - | - | - | - |
| | 砂丘地域 | 21,000 | 24,000 | 23,550 | 20 |
| | 河北潟地域 | 10,600 | 40,000 | 13,563 | 11 |
| | 中山間地域 | 20,000 | 24,000 | 23,700 | 40 |
| | 市街化地域 | - | - | - | - |

10. 農地利用最適化の推進

平成28年4月から改正農業委員会法が施行され、農地利用最適化が必須業務となったことから、①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進等に関する指針(後掲参考資料1)を定め、市、JA、農地中間管理機構等と連携し推進している。

11. 農業者年金

農業者年金は、農業者が対象の国民年金(基礎年金)に上乘せした2階部分の年金として措置されている。

平成14年度の制度改正により、現役世代が支える「賦課方式」から、積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」に移行しており、加入者数等に左右されない安定した制度となっている。

国が保険料の一部を助成しており、農業者の負担が軽減されている。

なお、旧制度の基づく年金については、継続して支給されている。

農業者年金加入及び給付状況

(令和4年3月31日現在)

| 区 分 | | 農 協 名 | | |
|--------------|---------------|-----------|-------------|------|
| | | J A 金 沢 市 | J A 金 沢 中 央 | 計 |
| 新 年 金 制 度 | 加 入 者 | 16 | 1 | 17 |
| | 受 給 者 | 31 | 2 | 33 |
| | 受 給 待 期 者 | 0 | 0 | 0 |
| 旧 年 金 制 度 | 受 給 者 | 123 | 28 | 151 |
| | 経 営 移 譲 年 金 | 41 | 4 | 45 |
| | 老 齢 年 金 | 82 | 24 | 106 |
| | (うち経営移譲年金停止者) | (39) | (10) | (49) |
| | 受 給 待 期 者 | 4 | 1 | 5 |

(金沢市農業者年金事務連絡協議会)

農業委員会とJAが連携協調し、年金事務の適正で円滑な推進や、年金の加入促進に向けた啓発普及活動、研修会等の実施など、制度活用の拡充を図ることにより、加入者の福祉向上に資するため、昭和52年8月に設立された。

【 構 成 】 13人

会長(1人)、副会長(2人)、監事(1人)、幹事(7人 うち会計1人)、顧問(2人)

【 事 業 】

- ・ 農業者年金事務担当者研修会の開催
- ・ 未加入者に対する加入促進
- ・ 経営移譲年金資格者に対する説明会の開催
- ・ 受給者に対する各種届出励行の促進

参 考 資 料

| | |
|--|----|
| 1. 金沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 | 16 |
| 2. 令和4年度最適化活動の目標の設定等 | 18 |
| 3. 農業経営基盤強化促進基本構想で定める農業経営の目標及び効率的かつ 安定的な農業経営の指標 | 21 |
| 4. 金沢市農業委員会の委員等の定数を定める条例及び農業委員会規則 | 25 |
| 5. 農地小委員会設置要領 | 28 |
| 6. 農政小委員会設置要領 | 28 |
| 7. 市街化区域内の農地転用届出に係る事務処理要綱 | 28 |
| 8. 金沢市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領 | 29 |
| 9. 市長事務の補助執行に関する規則 | 29 |

1. 金沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年 7月26日策定
平成30年 5月28日改定
令和 2年 7月28日改定
金沢市農業委員会

第1 基本的な考え方

金沢市の農業は、砂丘地域から平坦地域、中山間地域にわたり、水稻を中心に野菜、果樹、花きなど多様な農業生産が展開されており、都市近郊型の農業構造が形成されているが、近年、都市化の進展や農業従事者の高齢化により、担い手が不足し、集落機能や農村の持つ公益的機能の低下が懸念されている。

こうした状況の下、農業委員会等に関する法律第7条（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づき標記指針を次のとおり策定し、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化を一体的に推進する。

- 具体的な数値目標は、「金沢の農業と森づくりプラン2025」（平成28年3月金沢市策定）に基づき設定する。
- 単年度の具体的な活動については、法第37条に基づき、別に定める「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。
- 農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な数値目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|-----------------|-------------|-----------|--------------|
| 現 状 (令和2年3月) | 3, 5 4 7 ha | 6. 9 ha | 0. 2% |
| 目 標 (令和8年3月) | 3, 3 4 3 ha | 6. 0 ha | 0. 2% |

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農業委員と推進委員のチーム制により、農地法に定める利用状況調査及び利用意向調査を適正に実施する。
また、利用意向調査は、農業委員及び推進委員と所有者等との直接面談による意向確認を基本とする。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構への貸付など農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査に加え、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正利用に関する日頃からの現場活動を通じ、遊休農地の発生防止を図る。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|-----------------|--------------|--------------|-----------|
| 現 状 (令和2年3月) | 3, 5 4 0 h a | 1, 8 3 6 h a | 5 1 . 9 % |
| 目 標 (令和8年3月) | 3, 3 4 3 h a | 2, 5 0 6 h a | 7 5 . 0 % |

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農業委員会として、地域の「人・農地プラン」の作成と見直しに参画する。
- 中山間地域においては、基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 令和元年度からの新規参入者数 |
|-----------------|----------------|
| 現 状 (令和2年3月) | 8 9 人 |
| 目 標 (令和8年3月) | 2 0 0 人 (累計) |

※ 平成28～令和7年度の10年間で200人（経営体）を見込む。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 県、市、農協等関係機関と連携し、新規就農者の情報の収集に努め、受入れとフォローアップ体制を整備する。
- 関係機関と連携し、積極的に企業の参入の推進を図る。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、受入れ後のフォローアップを担う。

2. 令和4年度最適化活動の目標の設定等

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年 7月 20日

任期満了年月日 令和5年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 19 |
| 認定農業者 | — | 13 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | — |
| 女性 | — | 3 |
| 40代以下 | — | — |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 担当区域数 |
|-------------|----|----|-------|
| 農地利用最適化推進委員 | 9 | 9 | 6 |

2 農家・農地等の概要

| | 経営体数 |
|--------|-------|
| 総農家数 | 2,127 |
| 農業経営体数 | 1,384 |

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

| | 農業者数(人) |
|-----------|---------|
| 基幹的農業従事者数 | 1,607 |
| 女性 | 619 |
| 40代以下 | 168 |

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

| | 経営体数(経営体) |
|-----------|-----------|
| 認定農業者 | 240 |
| 基本構想水準到達者 | 13 |
| 認定新規就農者 | 9 |
| 農業参入法人 | 40 |
| 集落営農経営 | 35 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 35 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 2,670 | 774 | | | | 3,450 |

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

| | | | |
|----|--|--------------|------------|
| 現状 | 管内の農地面積(A) | これまでの集積面積(B) | 集積率(B)／(A) |
| | 3,450 ha | 1,815 ha | 52.6 % |
| 課題 | ・平坦部においては、大規模農家や農業法人、集落営農組織への農地集積が徐々に進んでいるが、中山間地域では、担い手の減少・高齢化により農地の集積は困難な状況である。 | | |

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

| | | | |
|------------------|----------|-----------------------------|----------|
| 農地の集積の目標年度 | 令和8年度 | 集積率 | 80 % |
| 今年度の新規集積面積 | 1 ha | 農地面積(C) | 3,425 ha |
| 今年度末の集積面積(累計)(D) | 1,816 ha | (目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C) | 53.0 % |

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

| | | | |
|----|--|--------------|--------------|
| 現状 | 直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況 | | |
| | 1号遊休農地面積 | うち緑区分の遊休農地面積 | うち黄区分の遊休農地面積 |
| | | 12.4 ha | 2.4 ha |
| 課題 | 都市部や中山間地域等において担い手が減少し、新たな遊休農地の発生のおそれがある。 | | |

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

| | |
|----------------------------|---------|
| 令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 | 2.4 ha |
| 緑区分の遊休農地の解消目標面積 | 0.48 ha |

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

| | |
|--------------------------|---------|
| 令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地 | 10.0 ha |
|--------------------------|---------|

| | |
|-------------------------|--|
| 黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針 | 石川県、金沢市、JA、農地中間管理機構等と協議のうえ、基盤整備事業の実施などにより、遊休農地の解消のための工程表を策定する。 |
|-------------------------|--|

イ 新規発生遊休農地の解消

| | |
|---------------------------|----|
| 前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 | ha |
|---------------------------|----|

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

| | | | |
|----|---|-----------------|-----------------|
| 現状 | 元年度新規参入者 | 2年度新規参入者 | 3年度新規参入者 |
| | 6 経営体 4.6 ha | 3 経営体 1.4 ha | 2 経営体 0.4 ha |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 新規参入は継続しているが、耕作条件のよい農地の斡旋が必要である。 参入後の安定経営に向けた支援が必要である。 | | |

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

| | | | | |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 権利移動面積 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平均 |
| | 21.1 ha | 19.9 ha | 49.6 ha | 30.2 ha |
| 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 | 3.02 ha | | | |

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

| | | | |
|------------|--------|---------------------|------|
| 1人当たりの活動日数 | 10 日/月 | 最適化活動を行う 農業委員の人数 | 19 人 |
| | | 農地利用最適化推進委員の 人数 | 9 人 |

(2)活動強化月間の設定目標

| | |
|-------------|-----|
| 活動強化月間の設定回数 | 4 回 |
|-------------|-----|

| 取組時期 | 取組項目 | 強化月間の内容 |
|----------|----------|-----------------------------|
| 7月、8月、9月 | ①農地の集積 | タブレット端末を活用した農地貸借の意向把握 |
| 11月 | ②遊休農地の解消 | 農地利用意向調査(戸別訪問等による調査書の配布・回収) |
| | | |
| | | |
| | | |

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

| | |
|---------------|-----|
| 新規参入相談会への参加回数 | 1 回 |
|---------------|-----|

| | | | |
|--------|----------------------------------|------|------------|
| 開催時期 | 5月ほか | 相談会名 | マイナビ就農フェスト |
| 参加者数 | 100名程度 | 開催場所 | 金沢勤労者プラザほか |
| 相談会の内容 | 県外での移住就農イベント(中間管理機構、石川県農業政策課が対応) | | |
| 開催時期 | | 相談会名 | |
| 参加者数 | | 開催場所 | |
| 相談会の内容 | | | |

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

3. 農業経営基盤強化促進基本構想で定める農業経営の目標及び効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営の目標

(1) 年間労働時間

主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間

(2) 年間農業所得

主たる農業従事者1人当たり概ね380万円（中山間地域概ね300万円）

※ 個別経営体における土地利用型については、近年の米価の低迷や肥料価格の上昇などの状況を踏まえ、当面の目標を設定

2. 効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 個別経営体

① 平坦地域

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法や農業従事者の態様等 |
|---------------------------------|---|---|----------------------|
| 土地利用型 [対象地域] 主として 平坦地域 | 水稻 | [資本装備] ・トラクター（40PS） 1台 ・田植機（乗用6条） 1台 | パソコン活用による経営管理 |
| | 大豆 | | |
| | 計 | ・コンバイン（4条） 1台 ・大豆コンバイン（2条） 1台 | 複式簿記記帳 |
| | 計 | ・トラック（2t） 1台 | 高性能機械装備による労働力の低減 |
| | 【当面の目標】 | [労働力] | 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |
| | 水稻 | ・主たる従事者 1人 ・補助作業員 1人 | |
| 大豆 | | | |
| 計 | [主要技術等] (水稻) 品質向上技術の徹底（播種量、移植時期、水管理、基幹防除等）、高度施肥管理技術 (大豆) 集团的土地利用、適期播種・追肥、排水対策の徹底、機械の共同利用、耕起・施肥・播種同時作業技術 | | |
| 露地野菜 [対象地域] 主として 平坦地域 | 経営面積 | [資本装備] ・トラクター（30PS） 1台 ・白走運搬車（500kg） 1台 | パソコン活用による経営管理 |
| | 作付け面積 | | |
| | スイカ | ・動力噴霧器（500L） 1台 ・トラック（2t） 1台 | 複式簿記記帳 |
| | ダイコン | ・軽トラック 1台 ・芋堀機 1台 | 高性能機械装備による労働力の低減 |
| | 甘藷 | ・スプリンクラー 60セット ・育苗温室 150坪 | 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |
| | 計 | ・ビニールハウス250㎡ 16棟 ・だいこん洗浄機 1台 | |
| | のべ | 6.0ha | |
| | | [労働力] | |
| | ・主たる従事者 3人 | | |
| | [主要技術等] ・作型分化による労力分散 ・ウイルスフリー苗利用による甘藷の生産安定 | | |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法や農業従事者の態様等 |
|----------------------------------|--|--|---|
| 施設野菜 [対象地域] 主として 平坦地域 | 経営面積 施設 0.5ha 作付け面積 半促成キュウリ 0.5ha 抑制トマト 0.4ha 計 0.9ha | [資本装備] ・トラクター (20PS) 1台 ・トラック (1 t) 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・育苗ハウス 60坪 1棟 ・栽培ハウス 60坪 25棟 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] ・土づくりや接ぎ本による連作障害の回避 ・高温期の遮光栽培によるトマトの高位安定生産 | パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の低減 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |
| れんこん専作 [対象地域] 主として 平坦地域 | 経営面積 2.0ha 作付け面積 2.0ha | [資本装備] ・トラクター (40PS) 1台 ・トラック (2 t) 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・管理機 1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] ・れんこん褐色腐敗病の発生防止等による高品質安定生産 | 複式簿記記帳による経営管理 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |
| 花き専作 [対象地域] 主として 平坦地域 | 小ギク 0.65ha 中軸ギク 0.25ha 花木 0.2ha 計 1.1ha | [資本装備] ・トラクター (26PS) 1台 ・軽トラック 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 ・補助作業員 1人 [主要技術等] (小菊・中軸) 6～11月出荷 冬至芽及び挿し芽 (花木) 水田利用、施設内促成 | 複式簿記記帳 パート雇用の確保 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |
| 果樹専作 [対象地域] 主として 平坦地域 | 梨 150a 幸水 70a 豊水 50a 南水 10a あきづき 20a | [資本装備] ・果樹棚 150a ・多目的ネット 150a ・防除機 (600L) 1台 ・開葯橋 1台 ・乗用草刈機 1台 ・軽トラック 1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 ・補助作業員 1人 [主要技術等] ・人工受粉 ・無袋栽培 ・「幸水」早期出荷技術 ・共販80%、直売20% | パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 臨時雇用労働力の確保 高性能機械の導入 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |

② 中山間地域

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法や農業従事者の態様等 |
|-----------------------------------|---|---|---|
| 土地利用型 [対象地域] 主として 中山間地域 | 水稻 7.0ha 金時草 0.2ha 計 7.2ha 外に水稻作業 受託 6.0ha 【当面の目標】 水稻 3.5ha 金時草 0.2ha 計 3.7ha 外に水稻作業 受託 6.0ha | [資本装備] ・トラクター (26PS) 1台 ・田植機 (乗用5条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・管理機 1台 [労働力] ・主たる従事者 1人 ・補助作業者 2人 [主要技術等] (水稻) 品質向上技術の徹底 (播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、高度施肥管理技術 (金時草) ウイルスフリー苗利用による金時草の生産安定 | パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 高性能機械装備による労働力の低減 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |
| しいたけ専作 [対象地域] 主として 中山間地域 | 菌床 20,000玉 | [資本装備] ・発生ハウス 1,000m ² ・保冷库 1台 ・自動散水施設 一式 ・暖房機 1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 [主要技術等] ・栽培期間 7か月 ・年間 1.7回転 ・菌床購入 | 複式簿記記帳による経営管理 パート雇用の確保 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制 |

(2) 組織経営体

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法や農業従事者の態様等 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 集落ぐるみ型 [対象地域] 主として 平坦地域 | 水稻 21.0ha 大豆 9.0ha 計 30.0ha | [資本装備] ・作業場 1棟 ・トラクター(40PS) 2台 ・田植機(乗用8条) 2台 ・コンバイン(4条) 2台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・大豆コンバイン(2条) 1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 ・補助作業員 2人 [主要技術等] ・乾燥調整はライスセンターへ委託(水稻) 品質向上技術の徹底(播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、高度施肥管理技術(大豆) 集団的土地利用、適期播種・追肥、排水対策の徹底、機械の共同利用、耕起・施肥・播種同時作業技術 | 高性能機械体型 生産組織による農機具の共同利用 オペレーターの育成 パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 |
| 集落ぐるみ型 [対象地域] 主として 中山間地域 | 水稻 14.0ha 露地野菜 2.0ha 計 16.0ha | [資本装備] ・作業場 1棟 ・トラクター(40PS) 1台 ・田植機(乗用8条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・管理機 1台 [労働力] ・主たる従事者 2人 ・補助作業員 2人 [主要技術等] ・乾燥調整はライスセンターへ委託(水稻) 品質向上技術の徹底(播種量、移植時期、水管理、基幹防除等)、高度施肥管理技術 | 高性能機械体型 生産組織による農機具の共同利用 オペレーターの育成 パソコン活用による経営管理 複式簿記記帳 |

4. 金沢市農業委員会の委員等の定数を定める条例及び農業委員会規則

ア 金沢市農業委員会の委員等の定数を定める条例（昭和35年4月1日 条例第4号）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、金沢市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

第2条 農業委員会の委員の定数は、19人とする。

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、9人とする。
(略)

イ 金沢市農業委員会規則（昭和36年7月1日 農業委員会規則第1号）

(目的)

第1条 この規則は、法令に規定するもののほか金沢市農業委員会（以下「委員会」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の補欠選挙)

第2条 会長が欠けたときは、その欠けた日から10日以内に会長の選挙を行わなければならない。

(会長の職務代理者)

第3条 委員会に副会長3名を置く。

2 副会長は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第5条第5項の規定により会長の職務を代理するものとする。

3 副会長は、総会で定めた順序により、会長の職務を代理する。

(選挙)

第4条 委員会で行う選挙の方法、手続は、別に定める。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令により委員会の権限に属する農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）により委員会の権限に属する事項
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令により委員会の権限に属する農地等の交換合及びこれに付随する事項
- (3) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項
- (4) 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項
- (5) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (6) 農業一般に関する調査及び情報の提供
- (7) その他法令によりその権限に属する事項

(事務局の設置)

第6条 委員会の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 事務局の処務については、別に定める。

第7条～第9条 (略)

ウ 金沢市農業委員会事務局規則（昭和36年7月1日 農業委員会規則第2号）

第1条 金沢市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）の処務については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第1条の2 事務局に、農地係を置く。

第2条 事務局に事務局長及び事務局長補佐を、農地係に係長を置き、必要に応じ、事務局に事務局次長を置くことができる。

第2条の2 職員の補職名は、次のとおりとする。

(1) 事務局長 事務局次長 事務局長補佐 事務局担当局長補佐 係長

(2) 主査 主任

2 前項第2号に定める主任にあつては、職名を付するものとする。

第3条 事務局長（以下「局長」という。）は、会長の命を受けて局務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、局長を補佐し、所掌事務を掌理するとともに、局長が不在のとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局長補佐は、局長及び事務局次長を補佐し、所掌の事務を掌理する。ただし、事務局次長を置かない場合にあつては、局長が不在のとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 係長は、上司の命を受け、所掌の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

第4条 局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易な証明、照会及び回答に関する事項

(2) 定例の願、届出等の受理、経由及び副申に関する事項

(3) 公簿の閲覧に関する事項

(4) 所属職員の出張命令及び時間外勤務に関する事項

(5) その他前各号に準ずる軽易な事項

第5条 前各条に定めるもののほか、事務処理及び職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件並びに身分取扱いについては、金沢市長の事務部局における関係規定に準拠するものとする。

エ 金沢市農業委員会会議規則（昭和36年7月1日 農業委員会規則第3号）

（総 則）

第1条 金沢市農業委員会の会議は、法令に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（会議の召集）

第2条 会議は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく会議を招集しなければならない。

(1) 在任委員の3分の1以上の者から、書面で会議に付議すべき事項を示して、会議を招集すべき旨の要求があったとき。

(2) 知事が、法令に基づき議案を示して再議を命じたとき。

(3) 市長が、諮問したとき。

（会議の通知及び公示）

第3条 会長は、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き会議の日時3日前にしなければならない。

（議 長）

第4条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(審議事項の制限)

第5条 委員会は、第3条第1項の規定により通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。ただし、第8条の場合は、この限りでない。

(議席)

第6条 委員の議席は、会長が定める。

(発言)

第7条 委員は、議案について自由に質疑又は意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(動議の成立)

第8条 動議は、1名以上の賛成者がなければ成立しない。

(採決の方法)

第9条 採決は、起立又は挙手による。ただし、会長が必要と認めるとき、又は3分の1以上の委員の要求があるときは、投票による。

(議事録)

第10条 議事録には、議事のほか会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、会長及び会議において定めた、2名以上の委員が署名しなければならない。

(傍聴人)

第11条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

2 刃物その他危険な物を持っている者、容儀を乱し又は酒気を帯びている者、その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入場することができない。

3 傍聴人は、傍聴席において発言する等議事を妨害する行為をしてはならない。

4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

オ 金沢市農業委員会選挙事務規則（昭和36年7月1日 農業委員会規則第4号）

(選挙の宣告)

第1条 総会において選挙を行うときは、会長はその旨を宣告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第2条 投票を行うときは、会長は職員をして、委員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 会長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第3条 投票は、単記、無記名により順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第4条 会長は、投票が終わったと認めたときは、投票もれの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告しなければならない。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第5条 会長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、会長が委員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて会長が決める。

(投票結果の報告)

第6条 会長は、選挙の結果を直ちに会議において報告しなければならない。

(指名推薦)

第7条 第3条の規定にかかわらず委員に異議がないときは、指名推薦の方法によることができる。

(投票用紙の様式)

第8条 委員会で行う選挙に用いる投票用紙の様式は次のとおり定める。

(略)

5. 農地小委員会設置要領

1. 目的

農地関係法令並びに特定事例問題及び農地流動化の研究又は討議を行い、農地行政の向上に資する。

2. 組織

(1) 農業委員（農業委員会会長、農業委員会副会長、農地小副委員長及び農政小副委員長を除く）及び農地利用最適化推進委員の中から選出された者11名。

(2) 農業委員会副会長のうち、農業委員会総会（以下「総会」という。）で選出された者1名。

(3) 農地小副委員長として総会で選出された者1名。

3. 役員

(1) 委員長は、総会で選出された農業委員会副会長をもって充て、副委員長は総会で選出された者をもって充てる。

(2) 委員長及び副委員長の任期は農業委員の任期とする。

4. 会議の開催

農業委員会会長が、その必要があると認めたとときに委員長に諮って随時開催するものとする。

5. 参考人等の出席

特定問題等の事情等を聴取するために必要があると認めたとときは、その関係者を、金沢市農業委員会会長名において出席を求めることができる。

6. 総会への報告

委員長は小委員会における研究及び討議の結果を必要に応じて、総会に報告するものとする。

6. 農政小委員会設置要領

1. 目的

農業及び農村集落の活性化並びに担い手育成に関する研究又は討議を行い、農業行政の向上に資する。

2. 組織

(1) 農業委員（農業委員会会長、農業委員会副会長、農地小副委員長及び農政小副委員長を除く）及び農地利用最適化推進委員の中から選出された者11名。

(2) 農業委員会副会長のうち、農業委員会総会（以下「総会」という。）で選出された者1名。

(3) 農政小副委員長として総会で選出された者1名。

3. 役員

(1) 委員長は、総会で選出された農業委員会副会長をもって充て、副委員長は総会で選出された者をもって充てる。

(2) 委員長及び副委員長の任期は農業委員の任期とする。

4. 会議の開催

農業委員会会長が、その必要があると認めたとときに委員長に諮って随時開催するものとする。

5. 総会への報告

委員長は小委員会における研究及び討議の結果を必要に応じて、総会に報告するものとする。

7. 市街化区域内の農地転用届出に係る事務処理要綱

第1条 市街化区域内の農地転用届出（以下「転用届出」という。）に係る事務処理は、この要綱の定めるところによる。

第2条 転用届出の受理は、農地等の利用関係に紛争がある等により、特に慎重に審査する必要がある場合を除き、農業委員会事務局長（以下「局長」という。）の専決処分とする。

第3条 転用届出があった場合は、その届出があった日の属する週の翌週の金曜日（金曜日が休日の場合は直前の開庁日。但し、年末年始については農業委員会会長が別途定めた日。）に受理又は不受理の通知書を交付するものとする。この場合において、不受理の通知書には、届出を受理しないこととした理由を付するものとする。

第4条 局長は、前条により処理した届出の内容について、直近の農業委員会総会に報告しなければならない。

第5条 局長は、転用届出に関し、農地等の利用関係に紛争がある等により、特に慎重に審査する必要がある場合は、すみやかに農業委員会会長及び地区担当農業委員と協議して、農地小委員会に諮る等の措置をしなければならない。

第6条 この要綱に定めのないその他の事項は、農地法等の関係法令の規定に従う。

8. 金沢市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領

1 趣旨

この要領は、農地法第30条（昭和27年法律第229号）に定める利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に定める調査（以下「農地パトロール」という）の実施について必要な事項を定める。

2 体制

農地パトロールは、農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員及び市長部局職員が実施するものとする。

3 時期

農地パトロールは、原則として、毎年9月から11月に実施するものとする。なお、必要があれば、その他の期間においても実施することができる。

4 方法

農地パトロールは、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知）、全国農業委員会ネットワーク機構による実施要領及び別途金沢市農業委員会が定めるマニュアルにより実施するものとする。

附 則

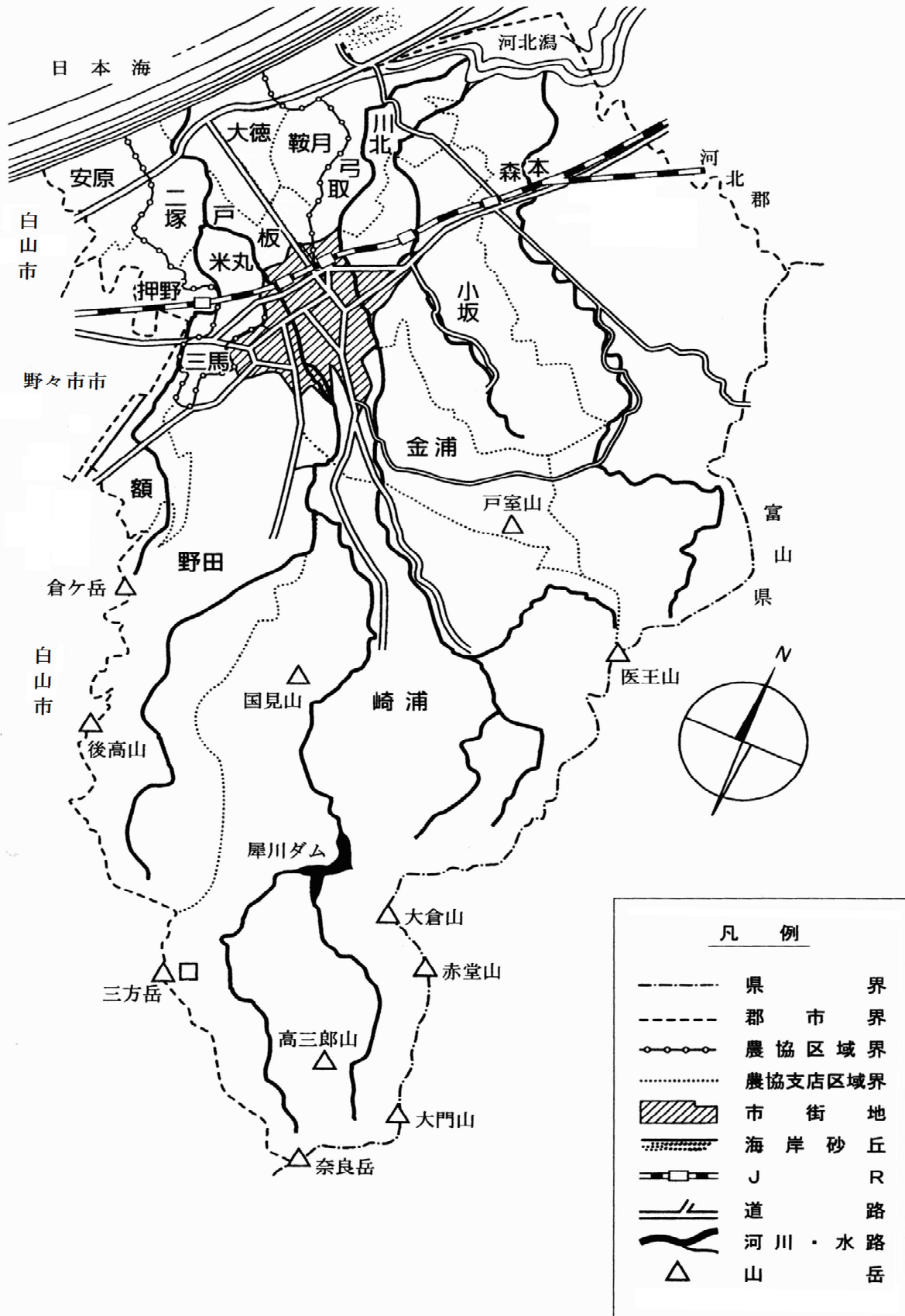
- 1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 金沢市農地パトロール実施要領（平成5年4月1日施行）は廃止する。

9. 市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年9月21日 規則第43号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の事務をそれぞれ当該各号に掲げる者に補助執行させる。

- (1) 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事務 金沢市教育長
- (2) 農業委員会の委員の推薦及び募集に関する事務 金沢市農業委員会事務局長
- (3) 独立行政法人農業者年金基金から委託された業務に関する事務 金沢市農業委員会事務局長
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に掲げる利用権設定等促進事業に関する事務 金沢市農業委員会事務局長

金沢市区域図 (農協区域図)



金沢市農業委員会委員名簿（任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日）

| 区分 | 地区 | 現員 | 担当区域 | 氏名 | 備考 |
|-------------|------|----|-------------|------------|----------------|
| 農業委員 | 第1地区 | 3 | 犀川、辰巳、才郷、内川 | 井口 栄市 | 会長 |
| | | | 浅川 | 河井 剛 | |
| | | | 浅川 | 伴 美代子 | 広報編集委員会副委員長 |
| | 第2地区 | 4 | 崎浦 | 東 中 守 | |
| | | | 富樫、金城、額 | 宮 岸 好 一 | |
| | | | 米丸 | 米 光 かおる | |
| | | | 三馬、戸板 | 二 口 和 忠 | 副会長（総括） |
| | 第3地区 | 3 | 安原 | 太 平 雅 也 | 副会長（農地小委員会委員長） |
| | | | 二塚 | 中 村 真 一 | 農政小委員会副委員長 |
| | | | 大徳 | 松 平 裕 喜 | |
| | 第4地区 | 3 | 川北 | 庄 田 純 一 | |
| | | | 川北 | 下 村 繁 之 | |
| | | | 川北 | 五 坊 隆 一 | |
| | 第5地区 | 3 | 小坂（千坂） | 奥 村 明 義 | |
| | | | 薬師谷 | 藤 田 礼 子 | 広報編集委員会委員長 |
| | | | 三谷 | 北 本 久 一 | |
| | 第6地区 | 3 | 森本 | 菊 知 亮 | |
| | | | 八田 | 小 林 博 紀 | 副会長（農政小委員会委員長） |
| 才田、河北潟 | | | 川 端 満 | 農地小委員会副委員長 | |
| 農地利用最適化推進委員 | 第1地区 | 2 | 湯涌 | 高 畠 幸 正 | |
| | | | 金浦、医王山 | 東 穰 | |
| | 第2地区 | 1 | 金城、額、押野 | 武 藤 昌 弘 | |
| | 第3地区 | 1 | 鞍月 | 中 川 栄 樹 | |
| | 第4地区 | 1 | 弓取、潟津、粟五 | 北 山 新 一 | |
| | | | 小坂 | 山 村 哲 夫 | |
| | 第5地区 | 2 | 薬師谷 | 西 村 健 | 代表推進委員 |
| | | | 大場 | 鮎 岡 裕 | |
| | 第6地区 | 2 | 花園 | 北 村 清 勝 | |



金沢市民憲章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1 ひ ら こ う 世界と未来に 心 の 窓 を

1 め ざ そ う いきいきと明るい 暮らしの創造を

1 ま も ろ う 美しい心と ふるさとの自然を

1 つ な ご う みんなの力で まちづくりの手を

1 き ず こ う 個性ゆたかな あすの金沢を